

厚生労働大臣が定める揭示事項

入院基本料に関する事項

[精神病棟入院基本料 15 対 1 入院基本料] (A1 病棟)

当病棟では、1 日に 11 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

- ・ 朝 8 時 45 分～夕方 4 時 45 分まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 6 人以内です。
- ・ 夕方 4 時 45 分～朝 8 時 45 分まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 27 人以内です。

東北厚生局長への届出事項に関する事項

当病棟は、下記の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

- ・ 当病棟では入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、病状に応じ、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後 6 時以降）、適温で提供をしています。又、食堂加算の届出も行っており、食堂加算の要件を満たす食堂にて食事を提供しております。
- ・ 当病棟では看護補助加算 1の届出を行っており、看護補助を行う看護補助者の数は入院患者様 6 人に対して 1 人以上です。
- ・ 当病棟では薬剤管理指導料の届出を行っており、入院患者様ごとに薬学的管理及び薬剤師による服薬指導を行っています。
- ・ 当病棟では脳血管疾患等リハビリテーション(Ⅰ)の届出を行っており、疾病（廃用症候群含む）に応じたりハビリテーションを行っています。
- ・ 当病棟では運動器リハビリテーション(Ⅰ)の届出を行っており、疾病に応じたりハビリテーションを行っています。
- ・ 当病棟では廃用症候群リハビリテーション(Ⅰ)の届出を行っており、疾病に応じたりハビリテーションを行っています。
- ・ 当病棟では精神科作業療法の届出を行っており、社会生活機能の回復を目的とした作業療法を行っています。
- ・ 当病棟では医療保護入院等診療料の届出を行っており、行動制限最小化委員会を設置し入院医療の定期的な評価を行っています。
- ・ 当病棟では医療安全対策加算 1の届出を行っており、医療安全管理部門を設置し医療安全対策を実施しています。
- ・ 当病棟では医療安全対策地域連携加算 1の届出を行っており、複数の医療機関と連携し医療安全推進に努めております。
- ・ 当病棟では精神科身体合併症管理加算の届出を行っており、身体合併症の治療が行えるよう精神科以外の診療科との連携を取っています。
- ・ 当病棟では検体検査管理加算(Ⅱ)の届出を行っており、検体検査を行う体制が整っております。
- ・ 当病棟では後発医薬品使用体制加算 1の届出を行っており、当院で調剤した後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品の数量に占める後発医薬品の数量の割合は 90%以上となっており、かつ、当院で調剤した全医薬品の数量に占める後発医薬品の数量の割合は 50%以上となっております。
- ・ 当病棟では無菌製剤処理料の届出を行っており、病状に応じ無菌製剤処理を施した薬剤を使用しております。
- ・ 当病棟では感染対策向上加算 3の届出を行っており、感染防止対策部門を設置し、感染防止対策を実施しています。
- ・ 当病棟ではCT 撮影を 16 列マルチスライス型機械において実施しております。
- ・ 当病棟では診療録管理体制加算 2の届出を行っており、診療記録管理委員会を設置し適切な診療記録の管理を行っております。
- ・ 当病棟ではデータ提出加算 2・4の届出を行っており、診療報酬の請求状況、手術の実施状況等の診療の内容に関するデータを継続して厚生労働省に提出致します。
- ・ 当病棟では輸血管理料Ⅱの届出を行っており、輸血部門において輸血管理を行う体制が整っております。
- ・ 当病棟では輸血適正使用加算の届出を行っており、新鮮凍結血漿の使用量を赤血球濃厚液の使用量で除した値が 0.27 未満、かつ、アルブミン製剤の使用量を赤血球濃厚液の使用量で除した値が 2 未満となっております。

令和 5 年 4 月 1 日より上記内容となります